

令和5年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

日時：令和5年2月14日（火）14時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

議案第2号 茂原市就学援助実施要綱の制定について

議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

（報告事項）

1 令和4年度3月補正予算について

2 令和5年度教育部当初予算について

3 本納小学校・新治小学校統合準備委員会について

4 行事の共催、後援及び協賛について

5 令和5年第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議
の日程について

6 その他

4 閉会宣言

議案第1号

茂原市就学援助実施要綱の制定について

茂原市就学援助実施要綱を次のように制定する。

令和5年2月14日

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市就学援助実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、当該児童生徒等の就学に要する経費の一部について予算の範囲内において援助すること（以下「就学援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (6) 準要保護者 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると茂原市教

育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者をいう。

（対象者）

第3条 就学援助の対象者は、本市の住民基本台帳に記載されている児童、生徒又は就学予定者の保護者で、当該児童生徒等が次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1） 要保護者

（2） 準要保護者

（申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、教育委員会が定める期日までに、就学援助（新規・継続）認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に世帯員の所得状況を証明する書類を添付し、当該児童生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会へ提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、教育委員会に直接提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が小学校就学予定者の保護者である場合は、直接教育委員会へ提出するものとする。

3 校長は、認定申請書の提出があったときは、児童生徒の生活状況、学校納付金の納入状況等についての所見を記入した準要保護児童生徒調査票（別記第2号様式）を2部作成し、認定申請書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

4 要保護者においては、福祉事務所長からの生活保護開始通知をもって申請がなされたものとみなす。

5 第1項に規定する世帯員の所得状況を証明する書類は、申請者の同意の上、教育委員会が公簿等によって確認できる場合にあつては、その書類の全部又は一部を省略することができる。

（認定等）

第5条 教育委員会は、認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助認定（却下）通知書（別記第3号様式）により、校長を経由して申請者へ通知するものとする。ただし、申請者が小学校就学予定者の保護者である場合は、直接申請者へ通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要保護者においては、生活保護法による保護の開始をもって認定したものとみなす。

3 教育委員会は、第1項の規定により認定をしたときは、就学援助費の支給予定内容等について就学援助費支給計画通知書（別記第4号様式）により校長へ通知するものとする。

（認定の期間等）

第6条 就学援助の認定期間は、教育委員会が認定した日の属する月の初日から当該月の属する年度の末日までとする。ただし、継続の申請を行った場合は、当該申請を行った年の4月1日から翌年の3月末日までの期間とする。

2 要保護者の認定開始日は、生活保護法による保護が開始となった日とする。

3 小学校就学予定者の保護者の申請及び認定が就学前にあった場合の認定開始日は、就学した年度の4月1日とする。

4 前各号の規定にかかわらず、教育委員会が認める者にあつては、教育委員会が別に定める日を認定開始日とすることができる。

（就学援助の種類）

第7条 就学援助の支給に係る費目（以下「就学援助費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 卒業アルバム代等
- (7) オンライン学習通信費
- (8) 修学旅行費
- (9) 医療費
- (10) 学校給食費
- (11) その他教育委員会が特に必要と認めた費用

2 前項の規定にかかわらず、要保護者に対して、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は、前項第8号及び第9号に掲げる費目のみ支給するものとする。

3 第1項に規定する費用の支給の範囲及び額については、教育委員会が別に定める。

(支給の方法)

第8条 就学援助費は、第5条第1項の規定により就学援助認定通知書を受け取った者（以下「認定通知者」という。）及び同条第2項の規定により認定を受けた者の保護者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより支給するものとする。ただし、学用品費、通学用品費及び学校給食費については、校長へ委任状（別記第5号様式）を提出することにより校長へ請求、受領、購入等にかかる支払及び返納を委任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る就学援助費は、保護者が教育委員会から交付を受けた医療券（歯科医師用）（別記第6号様式）、医療券（医師用）（別記第7号様式）若しくは医療券（調剤用）（別記第8号様式）を医療機関に提出し、受診した場合に限り、当該医療機関からの請求により、当該医療機関に直接支払うものとする。

(変更の届出)

第9条 認定通知者は、申請の内容に変更が生じたときは、就学援助申請内容変更届（別記第9号様式）により速やかにその旨を、教育委員会に届け出なければならない。

(就学援助の辞退)

第10条 認定通知者が就学援助を辞退するときは、就学援助辞退届（別記第10号様式）を、教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、第5条第1項の規定により認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助（準要保護児童生徒）の認定を取消しすることができる。

- (1) 前条の規定により、就学援助辞退届が提出されたとき。
- (2) 第3条第2号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者の経済状況が好転したと認めるとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、就学援助（準要保護児童生徒）認定取消通知書（別記第11号様式）を、校長を経由して、又は直接保護者に通知するものとする。

(返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、当該就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(校長の報告)

第13条 校長は、校外活動を実施したときは、当該行事の実施後、参加した準要保護児童生徒について、泊を伴わない校外活動実施報告書（別記第12号様式）及び泊を伴う校外活動実施報告書（別記第13号様式）を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、修学旅行を実施したときは、当該行事の実施後、参加した要保護児童生徒及び準要保護児童生徒について、修学旅行実施報告書（別記第14号様式）を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、就学援助の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による就学援助の実施に関し必要な就学援助の申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

提案理由 学校教育法の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対し、就学に要する経費の一部を援助するため、申請、認定等の必要な事項を定めるものです。

別記第1号様式（第4条第1項）

就学援助（新規・継続）認定申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者（保護者）住 所
氏 名
電話番号

茂原市就学援助実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり就学援助の認定を申請します。

記

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生（ 歳）			
学 校 名		学年・組	年 組			
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先、学校名・学年	備 考
住居の状況	1 賃貸 家賃を負担している者の氏名（ ） 家賃の金額（月額_____円） 2 賃貸以外（持家等）					
児童扶養手当の 受給状況	1 受給している 2 受給していない 3 受給予定（ 年 月から）					
養育費の状況	1 受け取っている（月額_____円） 2 受け取っていない					
申請理由						
添付書類						
本申請のため、申請者及び申請者の属する世帯員（住民基本台帳が別世帯であっても同一住所に居住する者を含む。）の住民基本台帳の住民情報、所得額及び市民税の課税状況等の税情報、児童扶養手当の受給状況等の情報について、茂原市教育委員会が閲覧することに同意します。						

注 家族構成については、児童生徒本人を含め、同住所の者・同居の者を全て記入すること。同住所で別居している者や生計を別にしてしている者については、その旨を備考欄に記入すること。

第2号様式（第4条第3項）

準要保護児童生徒調査票

児童生徒氏名		学年		保護者氏名					
生活状況、学校納付金の納付状況等の学校長所見									
継続申請	学 年	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	年 月 日								
	学校長印								
<p>茂原市就学援助実施要綱第4条第3項の規定により、必要書類を添えて提出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">市立 学校長 印</p>									
認定開始年月日			認定中止年月日			進学・転学等異動			
						年 月 日		学校	
						年 月 日		学校	
継続認定	学 年	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	年 月 日								
	教育委員会印								
<p>上記の者について、茂原市就学援助実施要綱第5条第1項の規定により、認定・却下したので、通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小・中学校長 様</p> <p style="text-align: right;">茂原市教育委員会 印</p>									

第3号様式（第5条第1項）

就学援助認定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会

先に申請のありました就学援助の実施について、茂原市就学援助実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認定する

対象児童生徒名	
学 校	学校
学 年	年
認 定 期 間	年 月 日 から 年 3 月 3 1 日まで

2 却下する

対象児童生徒名	
学 校	学校
学 年	年
却 下 理 由	

※学年は、認定期間内の学年

第5号様式（第8条第1項）

委任状

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者（委任者）住所

氏名

児童生徒氏名

（ 学校 年 ）

私は、 市立 学校長を代理人と定め、 年度において、茂原市より受ける
就学援助費（学用品費・通学用品費・給食費）の請求、受領、購入等にかかる支払及び返
納に関する権限を委任します。

第6号様式（第8条第2項）

医療券（歯科医師用）

教 育 委 員 会 名		茂原市教育委員会 印		学 校 名	立 学校			
				所 在 地				
学 校 保 健 安 全 法 医 療 券	交 付 第 号	交 付 日		有 効 期 間	年 月 日			
	受 療 者	住 所			生 年 月 日			
		氏 名			学 年			
	病 名			備 考				
	学校歯科医氏名							
	摘 要							
診 療 報 酬 請 求 明 細 書		実 施 歯 数	合 計 点 数	初 診				
	初 診 料		点	診 療 実 日 数 日				
	再 診 料		点					
	充 填 料	歯	点	転 帰	治 癒	繰 越	中 止	
	処 置 料	歯	点	所 要 医 療 総 額 円				
	イ ン レ ー	歯	点					
	抜 歯 料	歯	点					
	そ の 他	歯	点	請 求 内 容	社 会 保 険 負 担 請 求 額	円		
	合 計	歯	点		差 引 請 求 額	円		
	(宛先) 茂原市長							
一 金 円也 請求します。								
但し 上記診療報酬（地方公共団体負担分）として								
年 月 日								
医療機関所在地								
医療機関名								
代表者名 印								
振込先口座 金融機関名 支店名 (普/当)								
口座番号 口座名義 (フリガナ)								

第7号様式（第8条第2項）

医療券（医師用）

教 育 委 員 会 名		茂原市教育委員会 印		学 校 名	立 学校			
				所 在 地				
学 校 保 健 安 全 法 医 療 券	交 付 第 号	交 付 日		有 効 期 間	年 月 日			
	受 療 者	住 所			生 年 月 日			
		氏 名			学 年			
	病 名			備 考				
	学 校 医 氏 名							
	摘 要							
診 療 報 酬 請 求 明 細 書	診 療 の 内 容			初 診				
	初 診 料	点		診 療 実 日 数	日			
	再 診 料	点						
	薬 治 療	日 分	点	転 帰	治 癒 繰 越 中 止			
		日 分	点	所 要 医 療 総 額 円				
	注 射 料	回	点					
	処 置 料	回	点					
	手 術 料	回	点	請 求 内 容	社 会 保 険 負 担 請 求 額	円		
	そ の 他		点		差 引 請 求 額	円		
	合 計		点					
(宛先) 茂原市長 一金 円也 請求します。 但し 上記診療報酬（地方公共団体負担分）として 年 月 日 医療機関所在地 医療機関名 代表者名 印 振込先口座 金融機関名 支店名 (普/当) 口座番号 口座名義 (フリガナ)								

第8号様式（第8条第2項）

医療券（調剤用）

教 育 委 員 会 名		茂原市教育委員会 印		学 校 名	立 学校		
				所 在 地			
学 校 保 健 安 全 法 医 療 券	交 付 第 号	交 付 日		有 効 期 間	年 月 日		
	受 療 者	住 所			生 年 月 日		
		氏 名			学 年		
	病 名			備 考			
	学 校 医 氏 名						
	摘 要						
診 療 報 酬 請 求 明 細 書	診 療 の 内 容			初 診			
	初 診 料	点		調剤実日数 日			
	再 診 料	点					
	薬 治 療	日 分	点	転 帰	治癒 繰越 中止		
		日 分	点	所要調剤総額 円			
	注 射 料	回	点				
	処 置 料	回	点				
	手 術 料	回	点	請 求 内 容	社会保険負	円	
	そ の 他		点		担 請 求 額		
	合 計		点		差 引 請 求 額	円	
(宛先) 茂原市長 一金 円也 請求します。 但し 上記調剤報酬（地方公共団体負担分）として 年 月 日 医療機関所在地 医療機関名 代表者名 印 振込先口座 金融機関名 支店名 (普/当) 口座番号 口座名義 (フリガナ)							

第9号様式（第9条）

就学援助申請内容変更届

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者（保護者）住 所
氏 名
電話番号

申請内容に変更がありましたので、茂原市就学援助実施要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名及び学年
- 3 変更内容

変更前	変更後

第10号様式（第10条）

就学援助辞退届

年 月 日

（宛先） 茂原市教育委員会

申請者（保護者）住 所
氏 名
電話番号

就学援助を辞退したいので、茂原市就学援助実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 児童生徒氏名

2 学校名及び学年

3 辞退理由

.....
.....

第 1 1 号様式（第 1 1 条第 2 項）

就学援助（準要保護児童生徒）認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会

就学援助（準要保護児童生徒）の認定については、下記理由のとおり取り消したので、茂原市就学援助実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

対象児童生徒名	
学 校	学校
学 年	年
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
備 考	

第13号様式（第13条第1項）

泊を伴う校外活動実施報告書（ 年）

年 月 日

（宛先） 茂原市教育委員会

（所在地）

立 学校

校長 印

泊を伴う校外活動を実施したので、茂原市就学援助実施要綱第13条第1項の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1 期 日.....

2 場 所.....

3 宿 泊 地.....

4 参 加 人 員.....名（児童・生徒.....名・職員.....名）

5 総 経 費.....円（職員分を除く。）

6 児童・生徒1人当たり経費

交 通 費.....円

宿 泊 料.....円

見 学 料.....円

記念写真代.....円

医 薬 品 代.....円

傷害保険料.....円

その他の経費.....円

雑 費.....円

合 計.....円

7 援助対象参加児童・生徒氏名

NO	年・組	児童・生徒氏名	NO	年・組	児童・生徒氏名

第14号様式（第13条第2項）

修学旅行実施報告書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

(所在地)

立 学校

校長 印

就学旅行を実施したので、茂原市就学援助実施要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 期 日.....

2 場 所.....

3 宿 泊 地.....

4 参加人員.....名（児童・生徒.....名・職員.....名）

5 総 経 費.....円（職員分を除く。）

6 児童・生徒1人当たり経費

交 通 費.....円

宿 泊 料.....円

見 学 料.....円

記念写真代.....円

医 薬 品 代.....円

傷害保険料.....円

その他の経費.....円

雑 費.....円

合 計.....円

7 援助対象参加児童・生徒氏名

NO	年・組	児童・生徒氏名	NO	年・組	児童・生徒氏名

議案第 1 号参考資料

就学援助制度の概要

1 就学援助の実施主体

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。

2 就学援助の対象者

(1) 要保護者

→生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

→市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

3 補助の概要

(1) 要保護者に係る支援

→市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っています。

(2) 準要保護者に係る支援

→準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で行っています。

4 就学援助の対象費目

(1) 学用品費・通学用品費・校外活動費（泊を伴わないもの）・校外活動費（泊を伴うもの）・修学旅行費・新入学学用品費・卒業アルバム代・オンライン学習通信費・医療費・学校給食費、となります。

(2) 補助金額は、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に規定する要保護児童生徒補助金」の予算単価を上限として、保護者実費分を補助しています。

議案第2号

令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約を次のように制定することを承認する。

令和5年2月14日提出

茂原市教育長 内田達也

令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、教科用図書長生採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 茂原市教育委員会
- (2) 一宮町教育委員会
- (3) 白子町教育委員会
- (4) 長柄町教育委員会
- (5) 長南町教育委員会
- (6) 睦沢町教育委員会
- (7) 長生村教育委員会

(協議会の組織等)

第4条 協議会委員は22名以内とし、その選出区分ごとの人員は次のとおりとする。

- (1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名
 - (2) 関係市町村教育委員会ごとに当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員 7名
 - (3) 関係市町村教育委員会が選出した校長・教員、保護者及び有識者 8名以内
- 2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。
 - 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、その任期が満了した場合、後任が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。
 - 6 選出された委員から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。

(協議会の事務)

第5条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関し協議し、連絡調整を行うとともに、協議事項について関係市町村教育委員会へ報告を行うものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

- 2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

(職務代行)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

(専門調査委員会の設置及び職務等)

第8条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、会長が別に定める。

- 2 前項の専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。
また、被推薦者から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。
- 3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。
- 4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、

専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。

5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による報告の日までとする。

(事務局及び職員)

第9条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 前項に規定する職員は、会長が委嘱する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営等)

第11条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第12条 教科用図書の選定は、第8条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(経 費)

第13条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目

第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第4条第2項の規定により定める委員及び委員の選出区分は、次のとおりとする。

(1) 校長・教員

被 選 出 者	選出する教育委員会
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生教育研究会事務局長の職にある者	

(2) 保護者及び有識者

被 選 出 者	選出する教育委員会
長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会
有識者	有識者の居住する市町村教育委員会

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 令和6年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各市町村教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、教科用図書長生採択地区協議会規約の制定を承認するものです。

教科用図書長生採択地区協議会規約の新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="215 395 781 427">令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約</p> <p data-bbox="159 491 246 523">附 則</p> <p data-bbox="152 539 280 571">(施行期日)</p> <p data-bbox="165 587 763 619">1 この規約は、<u>令和5年</u>4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="230 770 831 802">「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p data-bbox="159 866 246 898">附 則</p> <p data-bbox="152 914 280 946">(施行期日)</p> <p data-bbox="165 962 819 994">1 この実施細目は、<u>令和5年</u>4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1211 395 1778 427">令和4年度教科用図書長生採択地区協議会規約</p> <p data-bbox="1160 491 1247 523">附 則</p> <p data-bbox="1153 539 1281 571">(施行期日)</p> <p data-bbox="1167 587 1765 619">1 この規約は、<u>令和4年</u>4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1232 770 1832 802">「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p data-bbox="1160 866 1247 898">附 則</p> <p data-bbox="1153 914 1281 946">(施行期日)</p> <p data-bbox="1167 962 1814 994">1 この実施細目は、<u>令和4年</u>4月1日から施行する。</p>

報告事項 4

本納小学校・新治小学校統合準備委員会について

(教育部教育総務課)

本納小学校と新治小学校が令和5年4月1日に統合することに伴い、両校の統合が円滑に進むよう、本納小学校・新治小学校統合準備委員会（以下「統合準備委員会」という。）を令和4年5月に設置いたしました。令和5年1月25日の会議をもって協議が終了いたしましたので、以下のとおり報告します。

1 統合準備委員会等の開催状況

期 日	内 容
令和4年 5月 7日(土)	第1回統合準備委員会
令和4年 5月 7日(土)	第1回スクールバス部会
令和4年 5月27日(火)	第2回スクールバス部会
令和4年 5月発行	統合準備委員会だより【第1号】
令和4年 6月14日(火)	第2回統合準備委員会
令和4年 6月17日(金)	スクールバスの運行に関する事前説明会
令和4年 6月発行	統合準備委員会だより【第2号】
令和4年 7月 6日(水)～ 令和4年 7月15日(金)	第3回統合準備委員会（書面会議）
令和4年11月 5日(土)	第4回統合準備委員会
令和4年11月16日(水)	スクールバスに関する説明会
令和4年11月発行	統合準備委員会だより【第3号】
令和5年 1月16日(月)	スクールバス乗降練習会
令和5年 1月25日(水)	第5回統合準備委員会 ※協議終了

2 統合準備委員会の協議結果

<協議事項>

①「校名・校歌・校章」について

- ・学校再編第二次実施計画では、「本納小学校と豊岡小学校の統合時に、校名・校歌・校章を検討すること」としてはありますが、今回、本納小学校と新治小学校の統合に際して「校名等の変更は必要かどうか」協議を行いました。
- ・今回の統合においては、「校名・校歌・校章の変更は必要なし」と採決されました。

②「通学手段(スクールバス)」について

- ・新治地区の児童の通学手段として、統合準備委員会の専門部会として、スクールバス部会を設置して、運行ルート・便数・乗降場所を協議・検討し、新治地区各自治会長への確認や

茂原警察署との協議、保護者からの意見等を踏まえた運行ルート等を計画し、統合準備委員会の了承を得て、スクールバス運行業者の選定を行いました。運行業者は、市内の有限会社オートウィルに決定し、運行期間は令和5年度から3年間となります。

- ・昨年11月にスクールバスに関する説明会を開催し、1月には運行業者の協力によりマイクロボスを新治小学校に停車させ、乗降やシートベルトの着脱などの練習を行いました。
- ・今後は、3月7日の登下校時に、実際の時間に合わせ、児童がスクールバスに乗車し実走する予定です。

③「学校統合準備会からの報告事項」について

- ・本納小学校と新治小学校の教職員間で協議している事項の進捗状況について、準備委員会で報告していただき、統合に向け共通理解を図りました。
- ・報告した際に、委員からいただいたご意見等については、参考として学校統合準備会において検討していただきました。
- ・学校統合準備会での決定事項は、統合後の学校生活等についての資料にまとめ、本納小学校・新治小学校の在校生及び新入学児童の保護者を対象とした説明会を、各学校で2月に開催し周知を図っています。

報告事項 5

行事の共催、後援及び協賛について

令和5年1月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	月	日				

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	月	日				
5	3			生涯学習課	上原 彩子 ピアノリサイタル	茂原市ピアノ協会	
5	21			生涯学習課	茂原交響楽団 第32回定期演奏会	茂原交響楽団	
10	21			生涯学習課	第4回チャリティー音楽祭スーパーライブ2023	一般社団法人 視覚情報サポートラジオ	

「協賛」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	月	日				
2/26、3/5、12.19.26				生涯学習課	ロボット塾	東郷福祉センター	

令和5年第3回茂原市教育委員会会議日程
(3月臨時会)

日時：3月10日(金) 13:15～
場所：市役所9階901・902会議室

令和5年第4回茂原市教育委員会会議日程
(3月定例会)

日時：3月22日(水) 15:00～
場所：市役所9階901・902会議室

※ 13:15～ 第2回総合教育会議